



発行 認定NPO法人 児童虐待防止協会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4-15 大阪府社会福祉会館3F tel 06-6762-4858 fax 06-6762-4884 ホームページ <http://www.apca.jp>

認定NPO法人になりました!!

—これからも活動をより広くより長く—

新年の巻頭に、認定NPO法人として最初のご挨拶を申し上げます。すでに会員・賛助会員の方々にはご案内いたしました。この度大阪市より2018年11月12日付で認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)の認定を受けることができました。

組織としての信用度を高め、さらに多くの支持者を得て事業を継続していくことを目指し、2015年度総会で認定NPO法人化についてのご賛同をいただき、準備を進めて参りました。そして昨年7月末の大阪市への申請以降、パブリックテスト(絶対基準、3,000円以上の寄付者が100人以上であること)をクリアし、判定期間2年間(2016年～2017年)の事業活動・運営組織・経理・情報公開・法令順守・所轄庁への年度ごとの事業報告など、多面にわたる審査を経て、「運営組織及び事業活動が適正な法人で、公益の増進に貢献しているNPO法人」として無事認定を受けました。

その日から、「どんな風に説明すれば、皆さんにわかりやすくお伝えできるだろう」「住民税の控除はいつから?」「こんな場合はどうなるの?」...やるべきことや疑問点が次々出てきて、大阪市や大阪府に何度も電話し、担当の方々にその都度でいかに教えていただきました。ホームページでの名称変更についても、2016年度のリニューアルの際に協力いただいたプロボノワーカーの方々にSOSを発信し、再び助けていただくことになりました。

この2年間、賛助会員の方々には、継続寄付の基準を満たす実績を積んでいくため、研究会参加費の有料化等についてご理解のもと、なお変わらずご支援をいただきました。また正会員の皆さまには、2015年度の総会決議より実績判定期間準備に約1年の時間を要し、都合3年を経過する間、様々にお尋ねやお気遣いをいただき

ました。こうした様々な方々に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

認定日よりの皆さまのご寄付・賛助会費につきましては、所得税・法人税などの寄付控除の対象となります。詳しい内容については、ご説明の書面を既にお送りいたしております。ご不明の点はお手数ではございますが、税務署に直接お問い合わせをお願いいたします。

2020年は設立より30年を迎えます。その区切りの年を目前にして、これから認定NPO法人として、私たちは児童虐待防止のためにどう活動し、さらにそれをどう伝え賛同を得ていくのか、この機会にきちんと再確認し、一層の責任を自覚して取り組んでいかなければと考えています。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

(事務局長)

